三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　水口川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十九年内務省告示第五百八十二号で指定した土地の区域を除く。）
　静岡県伊豆市土肥
　字水口　九九四番三　一号
　字水ヶ洞口　三七〇一番一　二号
　三七〇〇番一　三号から六号まで
　字上水口洞　三五五九番一　七号から十号まで
　字水口洞　九九八番一　十一号及び十二号
　九九七番三　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　青谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　静岡県浜松市天竜区青谷
　字二枚押　二〇二九番から二〇三七番まで
　二〇三八番一
　二〇三九番から二〇四六番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
　静岡県浜松市天竜区青谷
　字滝下　二〇二八番一　一号及び二号
　字二枚押　二〇二九番　三号
　二〇三五番　四号
　一八四七番一　五号
　一八四九番　六号
　一八五〇番　七号

○国土交通省告示第千五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　直下川三号
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県加賀市直下町
　ム　八番三　一号
　八番四　二号
　八番五　三号から五号まで
　八番九　六号
　八番一〇　七号
　八番一一　八号
　七番一六　九号
　七番一四　十号
　七番一二　十一号
　七番一〇　十二号
　七番九　十三号
　七番八　十四号
　七番七　十五号
　七番四　十六号
　八番二　十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上ノ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県加賀市山中温泉菅谷町
　ニ甲　一番一三　一号
　一番一四　二号
　一番一五　三号
　一番一六　四号
　一番一八　五号
　一番二〇　六号
　二番一〇　七号及び八号
　二番一一　九号
　ニ乙　二番一二　十号
　二番一〇　十一号
　二番一　十二号及び十三号
　一番八　十四号から十八号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　庄谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成元年建設省告示第千六百九十四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と五号を平成十九年石川県告示第九十六号で指定した月橋二号急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県白山市月橋町
　ソ　八六番　一号
　八五番　二号
　五四番　三号
　五一番一　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　長谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県鹿島郡中能登町小田中
　メ　四番　一号
　八番　二号
　三号
　九番　四号及び六号
　一一番　五号
　一〇番　七号
　二六番　八号
　二五番　九号
　二七番　十号
　二八番　十一号
　二九番　十二号
　三二番　十三号及び十四号
　三五番　十五号
　四四番　十六号
　四六番　十七号から十九号まで
　四八番
　石川県鹿島郡中能登町小田中原山分
　七　三番　二十号
　六　三〇番二　二十一号

○国土交通省告示第千五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　渓寿寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から一級河川肱川合流点までの区間の成見川の中心から左右各岸十メートルまでの土地の区域
　愛媛県大洲市菅田町宇津
　字並柳　甲二六三番一　一号
　字淵ノ瀬　甲三八七番二　二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　成見川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から一級河川肱川合流点までの区間の成見川の中心から左右各岸十メートルまでの土地の区域
　愛媛県大洲市菅田町字津
　字成見　甲七〇六番一　一号
　甲七〇六番二　二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　南蔵貫浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第二千三百九十六号で指定した同号十六に掲げる土地の区域を除く。）
　愛媛県西予市三瓶町蔵貫浦
　字タイノウエ　五番二　一号
　字カヤノ　四番八　二号
　四番七　三号
　字ナガサコ　六九番六　四号
　字オンジ　四七番二　五号
　字タイノウエ　五番二三　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　城辺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を一般国道五十六号道路敷の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県南宇和郡愛南町城辺
　甲一六五七番二　一号
　甲一七〇二番一　二号
　甲一七〇〇番　三号
　甲一六八四番　四号
　甲一五一九番　五号
　甲一五二七番　六号
　甲一六六一番　七号